

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
177	6	○スピロメシフェン○について、米国において残留基準が設定されたので、暫定基準の設定をお願いしたい。(Federal Registerを添付)	バイエルクロップサイエンス(株)・American Potato Trade Alliance	D71・F29	ご指摘のとおり、修正します。
178	6	南アフリカ等における落花生への使用実態を考慮し、下記の農薬等について暫定基準の設定をお願いしたい。 エポキシコナゾール、フルシラゾール、DIMETHENAMID-P、FLUAZIFOP-P-BUTIEL、フルフェナセット、FLUMETSULA+S-MOC、FURFURAL、ピリミカルブ、HALOXYFOP-R-METHYL、HALOXYFOP-R-METHYL ESTER、FENOXAPROP-P-ETHYL、パクロトラゾール、CUPROUS OXIDE、アセトクロール	株式会社トーン落花生輸入商社協議会	D73 D77	海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
179	6	ハチミツに対するテトラサイクリン系抗生物質の残留基準値はEUやイギリスの基準を考慮するとゆるすぎるのではないかと。ハチミツ愛好家の中には一日当たり50g以上消費する人もいますので、この点も考慮していただきたい。	(株)養蜂研究所	D79	ハチミツの暫定基準は、海外基準である豪州の基準を参照したものです。なお、基準値に関しては、マーケットバスケット調査等の摂取実態調査結果に基づき、優先順位を付して見直すこととしています。
180	6	ジチオカルバメートについては輸入実態やバックグラウンドを、スピノサド及びメキシフェノジドについては、2005年7月のコーデックス会議で設定された値を考慮し、暫定基準値を改めてほしい。	ダウケミカル日本株式会社	D82	ジチオカルバメートについては輸入実態を考慮する状況にはありません。また、バックグラウンドについては、No.142を参照してください。スピノサド及びメキシフェノジドについては、コーデックス基準として設定された値に準じて修正します。
181	6	ミネラルウォーター類で基準値が設けられているテルブチラジンについては、ぶどう産地であるフランスやドイツで0.1ppmの基準が設定されている。本剤について暫定基準を設定し、類型6-6として「ぶどう」にこの値を採用願いたい。	(社)日本果汁協会	D83	EUの基準に当該物質についての基準がなく、また作物残留試験成績などの提出もないため採用できません。
182	6	○プロピコナゾール○プロピコナゾールについて、米国EPAが2005年7月27日に大豆サビ菌用殺菌剤(緊急時免除)として基準を告示したので考慮してほしい。	アメリカ大豆協会	F1	ご指摘のプロピコナゾールにつきましては、既に基準が設定されており、今回基準を設定する品目の対象ではありません。
183	6	○アセタミプリド○アセタミプリドのホップには、チェコで農薬登録がなされている。チェコ基準値である2ppmを設定してほしい。	チェコ政府	G15	海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
184	6	○アセタミプリド○フイプロニル○シアナミド○ニトロフェノール○ホップの基準について、それぞれ作物残留試験成績を提出する。この試験成績を参考に、チェコ基準値であるアセタミプリド2ppm、フイプロニル0.1ppm、シアナミド0.1ppm、ニトロフェノール0.1ppmの基準を設定してほしい。	ホップ生産協会(チェコ)	F10	アセタミプリド及びフイプロニルについては、ご提出いただいた作物残留試験成績を検討した結果、暫定基準を設定するための情報として不足していたことから、採用できません。また、試験成績が提出されていない物質につきましては、採用できません。また、シアナミドにつきましては、No.155を参照してください。
185	6	○フルトリアホール○フルトリアホールについて、ブラジルにおける作物残留試験成績を提出するので、ブラジル基準値である大豆0.1ppmの基準を設定してほしい。	ケミノバ(デンマーク)	F11	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討した結果、ブラジルの基準を採用することとします。
186	6	○キャプタン○、○マンゼブ○、○亜リン酸○の基準(0.03、0.1、設定されていない)について、オーストラリアの基準と同じにしてほしい。	アーモンドボード(オーストラリア)	F12	キャプタン、亜リン酸(最終案では「ホセチル」に含有)につきましては、既に記載されています。マンゼブにつきましては、暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
187	6	○マンネブ○臭素○リン化水素○殻付き、殻なしのクルミについて、USのセクション18でマンネブ8ppmが認められている。 また、殻付き、殻なしのクルミについて臭化メチル200ppm、リン化水素0.1ppmとしてほしい。	カリフォルニアく るみ協会	F14	マンネブの米国Section18基準は、0.05ppm（マンネブ換算）です。リン化水素、臭素については、暫定基準値の検討の対象としている農業については、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
188	6	○インドキサカルブ○クランベリーについてUSのセクション18でインドキサカルブ0.5ppmが認められているので採用してほしい。 (同旨1件)	アメリカ合衆国 政府・クランベ リー販売協会	G4・ F15	ご指摘の通り、修正します。
189	6	○ANA、ANA AMIDA、ブトラジン、硫酸銅、Copper Oxychloride、Cuprose oxide、Quinosol、硫黄、チラム、とシペルメトリン○これらの農薬について、リストへの記載がないので記載してほしい。	Felix Reverte Salcedo (スペ イン)	F18	①パプリカについての作物残留データ等がなく、基準値を採用できません。 ②ANA、ANA AMIDA等は、農薬名の確認ができません。 ③チラムは、ジチオカルバメートとして基準が定められています。ゼータシペルメトリンは、シペルメトリンとして基準が定められています。 ④硫黄は本制度の対象外物質になります。
190	6	○ジクロロボス○ ①基準はコーヒー豆ではなく、コーヒー加工品につくるべき。 ②コーヒー生産国に照会し、2011年にポジティブリストを見直すべき。 ③各コーヒー生産国に対して、ポジティブリストに載っている試験法を示してほしい。 ④コロンビアではディルドリンやエンドリンは規制している。 ⑤EDBとパラコートについても規制している。 ⑥グリーンコーヒービーンへの直接使用はリン化水素のみ認めている。 その他以下の農薬について、基準がないのでグリーンコーヒービーンの基準を提案する。 また、ジクロロボスについて、グリーンコーヒービーンの基準を0.2から2ppmに引き上げてほしい。	National Federation of Coffee Growers of Colombia	F19	①他の農薬との整合性もあり、コーヒー豆の基準としている。 ②暫定基準については、施行5年後に見直すこととしているが、ポジティブリスト制度そのものを見直す予定はない。 ③試験法については、厚生労働省のホームページ上に公開(日本語)していくことにしている。 ④から⑥については、情報提供いただき感謝しています。 グリーンコーヒービーンについては、そもそも基準を策定していません。また、提出いただいた資料はコーデックスなどにおける他の作物の基準であり、グリーンコーヒービーンについての作物残留などのデータがなく、基準値を採用できません。
191	6	○BHA○BHT○エトキシキン○ノルウェー政府の意見に賛同する。フロルフェニコールの例と同じく、薬事法に基づく検出限界値を参照するのではなく、外国基準値を採用してほしい。	オランダ大使館	G13	基準の設定に当たっては、残留性試験結果を踏まえて検討されるものです。 現在、在京大使館を通じて、使用基準の範囲における残留性試験の確認を行っており、妥当な内容の残留性試験結果が提示されれば、当該結果に基づいた適正な値を設定することとします。
192	6	○BHA○BHT○魚の酸化防止剤BHAについて、BHT同様10mg/kgとしてほしい。	王立ノルウェー 大使館	G3	基準の設定に当たっては、残留性試験結果を踏まえて検討されるものです。 現在、在京大使館を通じて、使用基準の範囲における残留性試験の確認を行っており、妥当な内容の残留性試験結果が提示されれば、当該結果に基づいた適正な値を設定することとします。
193	6	○BHA○サケ目魚類とスズキ目魚類について、酸化防止剤BHAの基準を10mg/kgとしてほしい。	欧州ビジネス協 会 (European Business Council in Japan)	F23	基準の設定に当たっては、残留性試験結果を踏まえて検討されるものです。 現在、在京大使館を通じて、使用基準の範囲における残留性試験の確認を行っており、妥当な内容の残留性試験結果が提示されれば、当該結果に基づいた適正な値を設定することとします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
194	6	最終案では、2つの銅化合物について一律基準が0.01ppmとなっているが適応可能か？お茶は天然の銅化合物を含んでおり、ドイツでは総銅量として40mg/kgの基準を設けている。	欧州茶協会 (European Tea Committee)	F25	現在、銅化合物として基準値を設定しているオキシ銅及びヒドロキシニルフェニル硫酸銅につきましては、いずれも有機物部分で測定することになっており、銅量の残留をもって規制しているわけではありません。なお、無機銅については、対象外物質として指定することとしています。
195	6	○銅○銅は、対象外物質と暫定基準双方に記載があり、混乱の原因となるが、対応はどうなっているのか。(同旨1件)	アメリカ合衆国政府・Almond Board of California	G4・F26	現在、銅化合物として基準値を設定しているオキシ銅及びヒドロキシニルフェニル硫酸銅につきましては、いずれも有機物部分で測定することになっており、銅量の残留をもって規制しているわけではありません。なお、無機銅については、対象外物質として指定することとしています。
196	6	○フッ素○フッ素は、Sulfuryl fluorideの使用によって残留するもので、アーモンドには米国において10ppmの基準が設定されている。フッ素はいわゆる自然物質条項に含まれるのか、それともMRLが適用されるのか明確でないので、明示してほしい。	アメリカ合衆国政府・Almond Board of California	G4・F26	フッ素は、いわゆる自然物質条項(一般規則第4項)に該当します。
197	6	○リンデン○厚生労働省は、リンデンについて、カカオ豆に0.002mg/kg、カカオ加工品に0.01mg/kgの基準値を導入しようとしているが、カカオの供給に重大な混乱を与える。いくつかのEU加盟国でカカオ豆1mg/kgの基準が残っている。ベルギー保健省が2004年9月にWTOのSPS手続きに従い、カカオ豆、カカオペーストに0.1mg/kgを通知している。スイスでは、カカオ脂、カカオマスに0.25mg/kgの基準を設定している。基準を見直してほしい。(同旨1件)	①国際ココア、チョコレート、砂糖菓子事務所 ②欧州カカオ協会	F9、F13	カカオ豆のリンデンについては、カカオ豆の生産、流通上の特殊事情等に鑑み、ベルギーの基準を参考に0.1mg/kgを暫定基準として採用することとします。
198	6	○シベルメトリン○マンゴーについて、ASEAN Harmonized MRLが0.5ppmと設定されている。タイ及びマレーシアにおいて作物残留試験が実施されており、これに基づく基準値である。今回、当該試験成績を添付するので、確認の上、基準値を0.5ppmと設定してほしい。	タイ政府	G09	現時点において、各国において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。
199	6	○トリアゾホス○えだまめについて、作物残留試験成績を添付する。現在、タイ政府において基準値策定作業を進めているところであることから、この成績を参考として基準値を2ppmと設定してほしい。	タイ政府	G09	現時点において、タイ政府において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。
200	6	○プロチオホス○とうがらし(Chili peppers; その他のなす科野菜)について、作物残留試験成績を添付する。現在、タイ政府において基準値策定作業を進めているところであることから、この成績を参考として基準値を5ppmと設定してほしい。	タイ政府	G09	現時点において、タイ政府において法的に基準となっていない農薬については採用することは困難です。
201	6	○クロルデン○しょうがには、CODEX基準が0.02ppmと設定されているので、この基準値を採用してほしい。	タイ政府	G09	ご指摘の基準値は確認できません。なお、コーデックスにおける「Vegetables」には、日本の食品分類では「らっかせい、さとうきび、にら、パセリ、みつば、しょうが」は含まれないものと考えます。
202	6	○エトプロホス○現行基準を含め、類型6-5などとして0.005ppmが基準値として多々設定されているが、エトプロホスのLOQは、CODEXにおいて0.01ppmとされている。基準値を0.01ppmに修正すべき。	タイ政府	G09	日本の通知試験法によって担保されている、日本の残留農薬基準の最小値は0.005ppmとなっています。一律基準案未満の基準が一部の農作物等に設定されている農薬等については、特定の値をもって残留基準が設定されている農作物等以外のものに関し、コーデックス、あるいはその他の参考基準国における分析法の検出限界にかかわらず、当該農薬等に既に設定されている最小の基準値をもって暫定基準とすることとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
203	6	<p>1. ①表に不正確と思われるものを示した。 アバメクチンについて、Peas(green)のMRLO. 2は、以前意見を提出したはずだが暫定基準のリストが変わっていない。 アゾキシストロビンについて、Beans(green)のオーストラリア基準値が反映されていない。(オーストラリアの基準は3) ピフェントリンについて、オーストラリアのアブラナ野菜の基準が1でなく10になっている(オーストラリアの基準は1)。また、Beans(green)の分類がない。(オーストラリアの基準は0.5) ジフェナミドについて、オーストラリアの基準を根拠に日本はトマトを0.1としているが、オーストラリアの基準は削除された。 フェンヘキサミドについて、イチゴのMRL10は、現行基準を変更してもらうよう以前意見を提出したはずだが、記載がなく、暫定基準のリストが変わっていない。 フェノキシカルブについて、オーストラリアの基準を根拠に日本は、ぶどう2、核果類0.5としているが、オーストラリアの基準は削除された。 フィプロニルについて、オーストラリアの基準を根拠に日本は、パセリ0.1としているが、オーストラリアの基準は削除された。 フルキンコナゾールについて、オーストラリアの基準を根拠になしを0.05としているが、オーストラリアの基準は0.05ではなく5の間違いである。 ②加えて、以下の農薬が2005年6月版Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority MRL Standardより削除されている。(アロキシジム、ベンフルラリン、ジクロトトラゾール、ジオフェノラン、メタゾール、プロメカルブ)</p>	オーストラリア農林水産省	G1	<p>オーストラリアの「Peas (Green)」及び「Beans (Green)」は、日本の食品分類ではそれぞれ「未成熟えんどう」及び「未成熟いんげん及びその他の野菜」に該当するものと考えます。ご指摘のアバメクチン、アゾキシストロビン、ピフェントリンについては、既に反映されています。 フェンヘキサミドのいちごについては、現行基準であり、今回改正の対象とはなっておりません。 フィプロニルのパセリにつきましては、オーストラリア基準値にある「Herb 0.1ppm」を参考に設定しているものです。 フルキンコナゾールにつきましては、ご指摘の事実を確認できません。 ベンフルラリン及びメタゾールにつきましては、オーストラリア基準値を確認しましたところ、一部基準値が設定されているので、当該基準値につき暫定基準を設定することとします。 その他、オーストラリア基準の変更に伴う修正につきましては、ご指摘の通り修正いたします。</p>
204	6	○グアザチン○グアザチンについて情報提供したが、リストに載っていない。	オーストラリア農林水産省	G1	<p>グアザチンは、いろいろな物質の混合物であり、グアザチンとして基準を設定することができません。主要成分であるイミノクタジンについて暫定基準を設定しますが、混合物としてのグアザチンについては、国際機関における評価でNO ADIと評価されていること等を考慮し、暫定基準を設定せず、一律基準をもって対応することとします。</p>
205	6	○亜リン酸○Phosphorous Acid(亜リン酸)は免除されると理解しているが、確認いただけないか。	オーストラリア農林水産省	G1	<p>亜リン酸は、ホセチルの基準値に含まれます。対象外物質ではなく、ポジティブリスト制度の対象となります。</p>
206	6	○ジクロロポス○ジクロロポスの小麦ふすま、小麦胚芽の基準は、なぜ削除されたのか。第2次案の基準に戻してほしい。	オーストラリア農林水産省	G1	<p>ご指摘の通り、コーデックス基準が設定されているものについては修正いたします。</p>
207	6	○マラチオン○マラチオンの小麦ふすまは、CODEX基準は削除されたが、オーストラリアにとって主要な輸出品物であるので、暫定基準から削除せず、残してほしい。	オーストラリア農林水産省	G1	<p>加工食品につきましては、コーデックス基準が設定されているもののみについて、暫定基準を設定することとしています。</p>
208	6	○ピリミホスメチル○ピリミホスメチルの加工食品の基準は、なぜ削除されたのか。暫定基準から削除せず、残してほしい。	オーストラリア農林水産省	G1	<p>コーデックス基準と照らし、齟齬のある部分につきましては、修正いたします。</p>
209	6	○リンデン○カカオ基準値は0.002ppmに設定されることになっている。ベルギーは、現在カカオ基準値を1ppmに設定しているが、近くALALA-levelに基づき、0.1ppmに設定する予定である。この基準値案について、ベルギーはWTO通報を行ったが、日本からはコメントがなかったものと理解しており、日本がこの基準値を、国際貿易上受け入れたものと考えている。0.002ppmは、分析法上も検査が難しいことが予想される上、カカオ豆、あるいはチョコレート国際貿易上の障害となることが予想される。是非0.1ppmに設定してほしい。	ベルギー政府	G10	<p>カカオ豆のリンデンについては、カカオ豆の生産、流通上の特殊事情等に鑑み、ベルギーの基準を参考に0.1mg/kgを暫定基準として採用することとします。</p>

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
210	6	○リンデン○カカオ基準値は0.002ppmに設定され、またカカオ加工品については、一律基準値0.01ppmが設定される案となっている。国際的には、リンデンの使用は規制される方向にあるが、大部分が発展途上国であるカカオ生産国からのカカオ産品からは、未だに検出される事例もある。今回提案されている基準値は、公衆衛生的な観点からみても低すぎるので、ALALA-levelに基づき、カカオ豆、カカオマスとも、基準値を0.1ppmに設定してほしい。	スイス政府	G12	カカオ豆のリンデンについては、カカオ豆の生産、流通上の特殊事情等に鑑み、ベルギーの基準を参考に0.1mg/kgを暫定基準として採用することとします。
211	6	○フロルフェニコール○第二次案の意見募集の際にもコメントしたが、薬事法に基づいた検出限界値を採用し、魚類に対して基準値0.2ppmを設定することは避けていただきたい。フロルフェニコールはスペクトルの広い優れた抗生物質であり、各国で汎用されている。EU基準値である1ppmを採用すべきである。	オランダ大使館	G13	ご指摘の物質の暫定基準値に関しては、農林水産省から提示された承認時における定量限界値に基づき設定されたものであり、EUのMRLを採用することは困難です。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
212	6	ガーナ政府として、別添の表の農薬についてココアの生産に使用を認めている。分析結果等の資料を添付するので、これらの基準値について配慮を願いたい。なお、ガーナ政府は、EUにおいてリンデン基準値が削除されたことを受け、リンデンの輸入を停止している。	Ghana Cocoa Board	G14	ご提出いただいた作物残留試験成績等を検討した結果、イミダクロプリド0.05mg/kgを採用することとします。
213	6	○チアトキサム○のホップでは、米国基準0.1ppmと、「All food crops」由来のカナダ基準0.02ppmの平均値が暫定基準として採用されている。これは不合理であり、ホップに関する科学的評価に基づいた米国基準を採用すべきである。	U.S. Hop Industry	F27	暫定基準値の検討の対象としている農薬について、複数の国で異なる基準値がある場合、いずれの基準も科学的な方法で設定されていると考えられることから、平均値を採用することとしています。
214	6	カカオ豆について、暫定基準(最終案)は、産地における使用実態が反映されていない。我が国の主要輸入国である、ガーナ共和国、エクアドル共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国から提出された要望書にある基準、並びに中南米産のカカオ豆を多く輸入しているカカオ産業の先進国である欧州各国の基準を勘案し、下記(略)に記した数値にて暫定基準を設定してほしい。	日本チョコレート・ココア協会	D86	カカオ豆については、コーデックスや5カ国(地域)で基準が設定されていませんが、その生産、流通上の特殊事情等に鑑み、一部の農薬についてフランス、オランダ、ドイツの基準を参考に暫定基準の設定を行います。
215	6	○クロルピリホス○ジメエート○ベネズエラ国内では、これらの2剤について、それぞれ0.2ppm、1.0ppmの基準値が設定されている。また、それぞれ基準値以内の範囲で検出事例もあるので、これらの基準値を参考とし、暫定基準を設定してほしい。	ベネズエラ・ボリバル共和国政府	G18	海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
216	6	○フルシラゾール○フルシラゾールについて、かんきつの基準がなく、一律基準の0.01が適用されてしまう。次回のニュージーランドのMRLの改訂(2005年12月希望)でかんきつ類0.1ppmとするので、考慮してほしい。	ニュージーランド食品安全庁	G2	現時点において、基準値として法的に規定されていないものについては、暫定基準の参考とすることはできません。
217	6	米国で新たな基準が採用されたので、考慮してほしい。(基準別添)	アメリカ大使館	G4	ご指摘の通り、修正します。
218	6	○シペルメトリン○シペルメトリンのキウィーの基準は2mg/kgで、マンゴーの輸入量は1/5である。キウィーと比較すれば、摂取量は1/5になるので、マンゴーの基準を2mg/kgとしてほしい。	フィリピン農業省	G6	残留農薬基準は、GAPIに基づいた適正な使用をもとに作成されるものであり、輸入量、摂取量と直接の相関を持つものではありません。マンゴーについて、海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
219	6	○エトキサゾール○エトキサゾールは、米国において基準が設定されているので、反映してほしい。	Almond Board of California	F26	ご指摘の通り、修正します。
220	6	○ナプロパミド○酸化プロピレン○トリフロキシスルフロン○これらのアーモンド基準について、基準が設定されていないので、米国基準を参考として基準を設定してほしい。	Almond Board of California	F26	これらの基準値は、全て既に反映されています。
221	6	○キンクロラック○一部の米国基準が反映されていないので、反映してほしい。			ご指摘の通り、修正します。
222	6	○アシベンゾラルSメチル、アミトラス、イプロバリカルブ、インドキサカルブ、クロロタロニル、ジチアノン、ジフェノコナゾール、ゾキサミド、チアクロプリド、テトラコナゾール、テブコナゾール、テブフェノジド、テブフェンピラド、トリルフルアニド、ピテルタノール、ピラクロストロピン、ピラクロホス、フェンアミドン、フェンブコナゾール、フルアジナム、フルキンコナゾール、フルシラゾール、フルトラニル、プロクロラズ、プロパモカルブ、ヘキサフルムロン、ホルペット、チオジカルブ、メキシフェノジド、ルフェヌロン○これらの農薬について、作物残留試験成績を提出するので、暫定基準として韓国基準値を採用してほしい。	韓国政府	G16	現在、在京大使館を通じて提出のあった、使用基準の範囲における作物残留試験成績等の確認を行っており、その内容が妥当なものであれば、当該結果に基づいた適正な値を設定することとします。
223	6	○1,3-ジクロロプロペン○米国において燻蒸剤として使用されているが、残留しないという理由でMRLが設定されていない。当該物質については、現在ポジティブリストに記載がないが、このままでは日本の輸入者が、米国内で使用していないものと誤解する恐れがある。従って、暫定基準リストに加えていただきたい。	Northwest Food Processors association・American Potato Trade Alliance	F28・F29	各国等において基準値が設定されていないものについては、暫定基準は設定されません。米国における判断においても、残留しないという結論に至っていることですので、一律基準をもって規制することで問題はないものと考えます。 なお、日本における暫定基準設定物質リストは、各国における使用農薬リストと一致するものではありません。
224	6	○キントゼン・PCNB○ペンタクロロニトロベンゼン(キントゼン)は、米国においてじゃがいも等に暫定基準(Interim tolerances)が設定されているので、この基準を採用して暫定基準を設定してほしい。	Northwest Food Processors association・American Potato Trade Alliance	F28・F29	ご指摘の農薬は、キントゼンとして基準の定められているものです。 なお、暫定基準(Interim tolerances)については法的な規定であることが確認されていないため採用できません。
225	6	○DIPNO○2,6-ジイソプロピルナフタレンは、米国に於いて残留基準が設定されているので、暫定基準を設定してほしい。	American Potato Trade Alliance	F29	ご指摘の通り、修正します。
226	6	○トリフロキシスルフロン○アーモンドについて、米国基準0.02ppmが記載されていないので記載してほしい。	アメリカ合衆国政府	G4	ご指摘の基準値は、既に記載されています。
227	6	○アゾキシストロピン○大豆について、米国とEU基準の平均値が採られているが、計算が間違っているので修正してほしい。	アメリカ合衆国政府	G4	ご指摘の通り、修正します。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
228	6	プロマシルのレモン、グレープフルーツ、パイナップル、カルベンダジム・ベノミル及びチオファネートメチルのとうもろこし、ジメエートの小豆類及びパイナップル、ジクワットのレモン、グレープフルーツ及びパイナップル、ジチアノンのパイナップル、ジチオカルバメートの大豆、フルジオキソニルのレモン及びグレープフルーツ、イミダクロプリドの小豆類、メタラキシル及びメフェノキサムの小豆類、レモン、グレープフルーツ、プロメリンの小麦、大豆及び小豆類、及びテトラジホンのパイナップルについて、自給率が50%未満であることから、類型3-2を適用してほしい。	アメリカ合衆国政府	G4	類型3-2の適用は、ご指摘のケースに該当する場合であって、当該食品の流通、あるいは農薬の使用実態等と照らし、特に必要であると認められた場合のみに限っています。あくまで例外的な措置であって、該当する全ての項につき原則採用するわけではありませんが、ご要望の農薬・食品につきましては、検討の結果、類型3-2の適用を行うこととします。
229	6	○クロルテラサイクリンとテトラサイクリン○畜産物は、海老よりも基準値が5倍から20倍高い。消費量は畜産物が1000万トン以上にもかかわらず、海老は約10万トン程度で、単純計算でも抗生物質摂取量は畜産物の方が1000倍も多いのが現状である。本件については要望も多く、常識から逸脱しているものであることから、行政主導で基準値を改定してほしい。	香取克典	D84	残留基準は適切に使用した場合の残留データ等の科学的知見を検討して設定されるものであり、単に消費量から設定されるものではありません。したがって、残留基準の設定を希望される場合は、要請される方が平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づいた資料を提出いただく必要があります。 なお、クロルテラサイクリン及びテトラサイクリンは、水産動物に対して、国際基準であるコーデックス基準においてMRLが設定されておらず、我が国においても使用が認められていないことから、「含有してはならない」の規定が適用されます。
230	6	次の農薬に関してコーデックス基準を参考とするよう要望する。 ○シベルメトリン○トリアゾホス○フィプロニル○シロマジン○ジチアノン	中国政府	G19	シベルメトリンについて、ご指摘の作物のうち和名が不明である一部の果実を除きすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。トリアゾホスについて、ご指摘のにんじん及びキャベツに設定されている基準は現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。また、柑橘類についてはコーデックス基準は確認できず、参照国(地域)であるEUの基準を参考としたものです。フィプロニルについて、ご指摘の作物に設定されている基準はすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。シロマジンについて、ご指摘の作物に設定されている基準はすべて現行の基準であり、今回の意見募集の対象ではありません。ジチアノンについて、ご指摘のピーマンはコーデックス及び参照国(地域)の基準がないことから一律基準を適用するものです。
231	6	中国で米に使用する農薬Bisultapをリストに加えていただきたい。	中国政府	G19	ポジティブリスト制度は、使用される全ての農薬等について適用されることから、リストに記載のない農薬等であっても、ポジティブリスト制度の対象として加味されております。暫定基準値は、国際基準、国内の基準、または科学的に基準値を設定していると認められた5カ国または地域の基準を参考として設定することとしています。 海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
232	6	フェンブコナゾール等における「果実全体」及び「果皮を除いた果実」の残留基準について説明されたい。 (「果実全体」、「果皮を除いた果実」に一律基準が設定されているケース)	中国政府	G19	原則、一つ食品には、対応する食品分類及びその検体部位を一つずつ定めています。(例: グレープフルーツであれば食品分類「グレープフルーツ」、検体部位「果実全体」)しかし、なつみかんについては、用途の都合上、「なつみかん」「なつみかんの外果皮」及び「なつみかんの果実全体」という3つの食品分類に細分しており、検体部位もそれぞれについて設定していますが、通常、このような場合には、基準値を設定する際、これら3つの食品分類に関して、整合性を図ることとしています。 ご指摘のフェンブコナゾールについては、これら3つの食品分類にはいずれも基準値が設定されておらず、一律基準値が適用されますが、基準値が設定されていない食品は、本来当該農薬の残留が想定されないと考えられることから、なつみかんについて「なつみかん」「なつみかんの外果皮」「なつみかんの果実全体」のいずれの検体で測定した場合であっても、一律基準を超えて残留が認められた場合には食品衛生法違反となります。
233	6	アセフェートの分析対象化合物はなにか。	中国政府	G19	アセフェートです。
234	6	○カルベンダジム、ベノミル及びチオファネートメチル ○チオファネートメチルの「すもも」に農薬登録があり、作物残留試験成績の結果、適正使用範囲内で使用した場合であっても、基準値を超過する可能性があることから、作物残留試験成績を参考として類型1-3を適用し、暫定基準を修正してほしい。また、「すもも」と「うめ」の作物残留試験成績をもって「小粒果実類」として農薬登録がなされており、当該分類に含まれる「あんず」についても、類型1-2を適用し、登録保留基準を参考として暫定基準値を修正してほしい。	農林水産省	D87	提出頂いた作物残留試験成績を確認の上、採用することとします。
235	6	○メタミドホス○おくら、セロリ、その他のあぶらな科野菜、その他の野菜について、親化合物であるアセフェートに登録、あるいはマイナー作物承認がなされていることから、適切な基準値をメタミドホスに設定してほしい。	農林水産省	D87	マイナー作物承認がなされているものについては、ご指摘の通り修正します。作物残留試験成績が提出されているものにつきましては、作物残留試験成績を精査の上、修正することとします。
236	6	○メタラキシル○ブロッコリー及びミニトマトにおいて、マイナー作物承認がなされていることから、登録保留基準を暫定基準として設定してほしい。	農林水産省	D87	ご指摘の通り、修正します。
237	6	○抗生物質○新たな農薬使用成績(作物残留試験成績)を提出するので、各農作物について、このデータに基づき暫定基準を設定していただきたい。 また、登録済みのもの、マイナー作物承認されているものについても考慮されたい。 ・オキシテトラサイクリン ・カスガマイシン ・ストレプトマイシン ・バリダマイシン ・ピアラホス ・ポリオキシン	農林水産省	D87	提出頂いた作物残留試験成績を確認の上、採用することとします。また、マイナー作物承認がなされているものについては、ご指摘の通り修正します。
238	6	○アブシジン酸○シアン酸ナトリウム○現在農薬登録がなされ、暫定基準が設定されていないこれらの物質については、いずれも作物中に広く存在する化合物である。作物残留試験成績によれば、これらの剤の使用によっても、それぞれの化合物の残留は有意に増加していない。これらの化合物について、暫定基準設定の一般規則4が適用されると考えてよいか。	農林水産省	D87	ご指摘の通りと考えます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
239	6	○トリクロロホン○○[モノ、ビス(塩化トリメチルアンモニウムメチレン)]ーアルキルトルエン○○プロペタンホス○○2ーセカンダリーーブチルフェニルーNーメチルカーバメート(フェノブカルブ)○○カナマイシン○○フルベンダゾール○○イソシアヌル酸○○塩化ジデシルジメチルアンモニウム○平成15年6月26日付け15生畜第2142号にて情報提供した動物用医薬品等の検出・定量限界値について、暫定基準設定のためのデータとして不適切なもの及び追加で情報提供できるデータを取りまとめたので、採用願いたい。	農林水産省	D88	暫定基準設定の参考にします。
240	7	毒性や残留性データがないため、二次案では残留基準が設定されていなかった農薬ー農作物の組み合わせに、類型6ー4と6ー5の理由で、基準値が設定されたのは、食品衛生法の趣旨に反する。 これらの基準は、『暫定』『人の健康を損なうおそれのない量』とし、分析技術が開発された時点で、『暫定』を解くべきである。なお、私たちの提案した0.001ppm以下を採用すれば、このような食品衛生法の趣旨に反することはない。	反農薬東京グループ	D21	暫定基準を設定する農薬等の分析法については、ポジティブリスト制度の施行後も、継続的に検討を進めることとしています。分析法の開発やリスク評価の状況に基づき、暫定基準の見直しを行うこととしています。
241	7	ADIが設定されている有効成分については、ADIに配慮した暫定基準値の設定も合わせて考慮して頂きたい。 ADIが設定されている農薬等は、科学的データに基づき、既にリスク評価が行われていることから、これらについては、ADIに配慮した暫定基準値を設定して頂きたい。例えばADIが、一律基準0.01ppmの基準となった $0.03 \mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ の10倍である $0.3 \mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 以上の農薬等については、一律基準の0.01ppmとは別に、0.1ppmの暫定基準を設けるなど、何段階かの暫定基準をご検討頂きたい。あるいは、農薬毎に一律基準値を設定していただきたい。	(社)農林水産先端技術産業振興センター・全国農業協同組合連合会	D24・D40	一律基準設定の考え方で示しているように、一律基準は、ADIが設定され登録される農薬であっても本来使用が認められておらず、従って残留することのない農作物に適用されず、従って、ADIに配慮して農薬毎に一律基準を設定することは困難です。
242	7	提案されている類型6ー5では、一律基準値案(0.01ppm)未満の残留基準値が一部の農作物等に設定されている場合、既に設定されている残留基準値の中で最小の値を他の農作物に暫定基準値として設定する(ベタ入れ)としている。しかしながら、今回の提案においては、特別の事情でない限り(抗生物質等、ADIが設定されていない農薬等、ADIが $0.03 \mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 以下の農薬等)、人の健康を損なう恐れのない量(一律基準値)として0.01ppmを提案している。 今回類型6ー5として0.01ppm以下の基準値が提案されている農薬等はいずれも上記の特別扱い物質とは異なる。 従って、類型6ー5の取扱いは、明らかに食品衛生法第11条第3項で述べている精神(一律基準値)と矛盾している。 今回類型6ー5として新たに設定が提案されている農薬等・農産物/畜水産物の暫定基準値は削除すべきであると考え。このような取扱いは、ADIが国際機関により設定されていない農薬等やADIが $0.03 \mu\text{g}/\text{kg}/\text{day}$ 以下の農薬等に限り適用すべきである。(同旨2件)	農薬工業会・日本紅茶協会等	D37・D63・D80	一律基準は、「使用が認められていない農薬」や「登録された農薬であっても使用が認められていない農作物」に適用されます。
243	7	一律基準の設定にあたって、欧州委員会のリスク評価を機械的にあてはめる方法が採られているが、常日頃から貴省が強調されている「科学的合理性」にあたるのか。欧州委員会が乳幼児食事量との関係で、この基準とした場合「ADIを超える可能性」を指摘し、にもかかわらず「0.01ppmを超える乳幼児用食品が乳幼児の健康に対するリスクを必ずしも示すものではない」と結論」としていることをも、そのまま受け入れる姿勢は納得できない。	生活協同組合東京マイコープ	D44	一律基準は、国際機関における香料などの評価やこれまでに評価された農薬等のADIに基づき、許容される暴露量を設定するとともに、食品摂取量に基づく科学的な評価に基づき設定したものです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
244	7	生産現場の状況を鑑み、一律基準の設定については慎重な決定を望む。	JA紀北かわかみ	D50	一律基準は、国際機関における香料などの評価やこれまでに評価された農薬等のADIに基づき、許容される暴露量を設定するとともに、食品摂取量に基づく科学的な評価に基づき設定したものです。なお、その設定にあたっては、農林水産省とも連携し、検討を行ってきたところです。
245	7	本制度において「人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量(一律基準)」については、食品安全委員会の意見や最終案の「V 内閣府食品安全委員会における審議状況」を見る限り、リスクアセスメントが行われているか否か不明である。リスクアセスメントが行われていないのであれば、改めて食品安全委員会に検討を要請すべきである。 また、この量については、分析法の状況を勘案し、複数の一律基準案が導入されている。今後、農薬等のドリフトなど、他の理由で一律基準設定の考え方に、科学的な安全性評価と直接的には関係しない考え方が導入される可能性が否定できない。分析法の状況を考慮することは必要ではあるが、人の健康を損なうおそれのない量を定めることの重要性を強調したい。 また、一律基準の説明について、適用される部分や数値の科学的・理論的根拠がわかりにくく、本制度の導入に当たっての科学的・理論的基盤に満たないと考える。全体像をわかりやすく説明し、国民全体の理解を促進すべきである。	日本生活協同組合連合会	D69	一律基準についても、ポジティブリスト制度の施行後、食品安全委員会にリスク評価を依頼することとしています。一律基準は国際機関における香料などの評価やこれまでに評価された農薬等のADIに基づき、許容される暴露量を設定するとともに、食品摂取量に基づく科学的な評価に基づき設定したものです。一律基準設定の考え方については、今後とも、リスクコミュニケーションなどの機会を通じて、理解の促進に努めていきたいと考えます。
246	7	類型6-4として分類されているものについて、定量限界値をもって一律基準値を採用するのであれば、すべての農作物に一律の値を適用するのではなく、農作物毎に定量限界値を定めるべきではないか。	日本紅茶協会	D80	類型6-4は一律基準(0.01ppm)までの分析が困難であると考えられる農薬等であつて、基準が設定されていない農作物等について、分析法の定量限界に相当する値をもって基準を設定したものです。基準が設定されていない農作物は多数存在し、すべてについて定量限界に相当する値を設定することは困難です。
247	7	別添リスト(省略)にもとづき、暫定基準値をEUと同じ値、または、紅茶産地にある基準値とするよう検討していただきたい。	日本紅茶協会	D80	暫定基準の設定にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、安全性について科学的な評価を行ったコーデックス基準や登録保留基準、米国及びEUなどの5カ国(地域)における基準を参考として設定しています。基準の検討にあたっては、国際基準があれば国際基準、国際基準がなければ登録保留基準、国際基準及び登録保留基準のいずれもない場合は外国基準(5カ国(地域))を参考としています。このため、紅茶の産地国の基準を暫定基準として採用することは困難です。なお、海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
248	7	一律基準値の0.01ppmは、今後正規のMRLを設定する際に、暴露評価に算入されるのかどうか明確でない。	アメリカ合衆国政府	G4	一律基準は、原則として使用が認められていない農作物等に適用されるものであることから、残留基準設定に当たっての暴露評価に算入する必要はないものと考えています。
249	7	様々な食品に一律基準を課すのは非科学的ではないか。	中国政府	G19	一律基準は、原則として食品に農薬等の残留を認めないとする方針に基づくものであり、諸外国(カナダ、ニュージーランド、ドイツ、EU)でも既に導入されているもので、科学的にも妥当なものと考えています。(注 EUは未施行)

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
250	8	微生物農薬のBT等のように残留しない物質は、「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における対象外物質」のリストから最終案から削除された。使用農薬情報を取得し、その項目に関して保証しようとした場合、物質名索引にも対象外物質対照表にもない物質が情報として上がると、その物質は一律基準として規制されると誤解する恐れがあることから、残留しないため削除された項目に関して再リスト化していただきたい。	サントリー(株)	D1	対象外物質は、ある程度残留することを前提に指定することとしたものであり、誤解の生じないよう周知に努めます。
251	8	○石油○石油はマシン油と同様、昆虫を窒息させる目的で使用されるが、対象外物質かどうか明記してほしい。	三井物産株式会社	D17	石油自身は一般名称であり、特定の物質を定義したものではないことから、対象外物質として規定しません。なお、マシン油については農薬取締法で登録されており、物質として特定されることから対象外物質として規定したもので
252	8	下記の物質について、対象外物質としての取扱を御検討いただきたい。 MATRINE、OXYMATRIN、PSORALEN、TOOSENDANIN、TUBEROSTEMONINE、デリス(ロテノン)、	三井物産株式会社・日本紅茶協会	D17・D80	MATRINE、OXYMATRIN、TOOSENDANIN、TUBEROSTEMONINE、デリス(ロテノン)については、残留した場合にヒトの健康を損なう恐れが無いとは言えないことから、対象外物質として規定しません。PSORALENは、カフェインと同様、体内に残留しないため、対象外物質として規定しません。
253	8	○ロテノン○ロテノンは、米国において対象外物質に指定されているので、対象外物質として指定すべき。	アメリカ合衆国政府	G4	当該物質は、残留した場合、ヒトの健康を損なう恐れが無いとは言えないことから、対象外物質として規定しません。
254	8	「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」について物質ごとにその根拠を明かにしてほしい。	反農薬東京グループ	D21	最終案にお示ししているとおりです。
255	8	○ソルビタン脂肪酸エステル○平成17年7月6日付けで、きゅうりに対して登録された「ソルビタン脂肪酸エステル」は、食品添加物(指定添加物)である。最終案を見る限り、対象外物質に該当すると思われるので、ソルビタン脂肪酸エステルについて対象外物質に盛り込んでいただきたい。	フマキラー株式会社	D39	当該物質は使用されたとしても、分解・吸収され残留しないことから対象物質として規定しません。
256	8	○ジベレリン○ジベレリンは天然に存在する植物の成長調節ホルモンで、生命活動を行う植物体には恒常的に存在するものであり、一般に青果物として飲食に供されていることから食品衛生上の危害を発生させる恐れはなく、諸外国でも青果物等食品への残留基準は設定されていない。植物ホルモン剤としての使用については、低濃度での使用であり、使用薬量も少なく、自然条件の中で速やかに分解されるため、環境への影響も極めて低いと思われる。したがって、ジベレリン及びジベレリン酸は、ポジティブリスト制度における対象外物質とすべきである。	アメリカ合衆国政府・日本園芸農業協同組合連合会・カリフォルニアぶどう協会等	G4・D41・F16・F22・F26・F28・F30	ジベレリンは天然に存在しますが、成長調整の目的で意図的に使用されるものであり、農薬として取り扱うこととしています。ご要望のように対象外物質として指定することは出来ませんが、類型6-4が適用されている箇所につきましては、一般規則4を適用します。
257	8	ジベレリンの暫定基準については、自然に含まれる量を考慮していただきたい。文献では成熟いんげんで3.7ppm、未成熟インゲンで1.8ppm検出された報告などがあり、最終案で示されている0.02ppmをはるかに超えるジベレリンを含有している例がある。(参考文献等、資料を添付する)	有限会社 Joy Consulting 日本園芸農業協同組合連合会	D75 D78	ジベレリンは天然に存在しますが、成長調整の目的で意図的に使用されるものであり、農薬として取り扱うこととしています。ご要望のように対象外物質として指定することは出来ませんが、類型6-4が適用されている箇所につきましては、一般規則4を適用します。
258	8	「対象外物質」として指定する物質について、食品安全委員会の「意見」(4月28日)に基づき「物質ごとにその根拠」が示されている。指定する物質には一部理解できるものはあるが、これで固定することなく計画的なリスク評価の対象としていくことを希望する。	生活協同組合東京マイコーブ	D44	対象外物質として指定される物質については、今後もその妥当性について検証することとしています。
259	8	飼料添加物として指定されているアミノ酸類は、明らかに安全と考えられることから、L-リジン塩酸塩、L-硫酸リジン、L-スレオニン、L-トリプトファン、DL-メチオニン、L-アルギニン、L-グルタミン酸ナトリウム、L-バリン、アミノ酢酸(グリシン)、DL-アラニンについて、対象外物質に指定してほしい。	味の素株式会社	D46	L-リジン塩酸塩、L-硫酸リジン、L-スレオニン、L-トリプトファンについては、対象外物質とする方向で検討します。なお、DL-メチオニン、L-アルギニン、L-グルタミン酸ナトリウム、L-バリン、アミノ酢酸(グリシン)、DL-アラニンについては、最終案において対象外物質として記載済みです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
260	8	Bacillus Thuringiensisほか微生物農薬が免除されることを確認したい。 (同旨4件)	Sun-Maid Growers of California (アメリカ)・カリフォルニアぶどう協会等	F15・F16・F21・F28・F30	対象外物質として記載されている物質は、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の程度などからみて、農畜水産物にある程度残留する物質が該当します。Bacillus Thuringiensisなどの微生物農薬は、食品に相当量残留しないことから対象外物質から除外しました。
261	8	○セレン酸バリウム○バリウムとセレンについて、別々にポジティブリストの適用外とされているが、セレン酸バリウムとして、おそれのない物質に加えてほしい。	オーストラリア農林水産省	G1	対象外物質として記載されている物質は、一般に使用されている農薬等及び当該農薬等が化学的に変化して生成したもののうち、その残留の程度などからみて、農畜水産物にある程度残留する物質が該当します。セレン酸バリウムは、農薬使用后、セレンとバリウムに分解すると考えられることから、実際の残留形態でありセレンとバリウムについて、対象外物質として指定したものです。
262	8	○クロロピクリン○米国において、穀類に使用が認められ、「exemption」として基準値が設定されている。この基準値を採用し、対象外物質として指定してほしい。	Northwest Food Processors association	F28	対象外物質として指定するためには、「人の健康を損なうおそれに影響がないことが明らかである物質」であることを科学的根拠により明確に示す必要があります。クロロピクリンに関する基準の改正を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」にしたがって対象外物質としての指定を要請してください。
263	8	対象外物質は、その使用用途によっても指定すべき。米国では、例えばフェロモン剤のようなものについて、使用用途を限って対象外物質に指定している。	アメリカ合衆国政府	G4	木の枝につるすフェロモン剤など、そもそも食品中に残留しないと考えられるものは、対象外物質(ある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれのないことがあきらかであるもの)から除外しています。
264	8	対象外物質に関しては68物質のみがリスト化されているが、以下の物質(32物質:省略)に関しては、ヒトや動物の体内に存在しており、飼料添加物として使用される物であるため、対象外物質リストに収載するよう提案する。非薬剤飼料添加物は諸外国においても登録されており、ポジティブリスト制度の対象とすべきではないことを提案する。	中国政府	G19	貴国から要望のあった物質について精査し、対象外物質として適当と判断されたものについて規定することとします。
265	8	○ジベレリン○ジベレリンは、野菜・果樹については登録保留基準と同じ0.2ppmであるので特に問題はないが、その他の作物は内生ジベレリンによって、一律基準(類型6-4)である0.02ppmを超える恐れがある。従って、類型6-4で暫定基準を設定するのではなく、一般規則4が適用できるように措置されたい。	農林水産省	D87	ご指摘の通り、修正します。
266	9(1)	コーデックス基準、あるいは海外の基準があるので、現行基準値を変更して暫定基準を設定してほしい。 (同旨10件)	オーストラリア農林水産省・中国政府・タイ政府等	G01・G09・G16・G17・G19・D25・E17・	現行基準については、今回改正の対象としておりません。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
267	9(2)	「不検出」とされている農薬等において、加工食品に対する試験法(試料調整法)が示されていないので、明らかにすべき。	サントリー(株)	D1	加工食品には様々な加工形態があり、加工食品ごとの試験法に設定することは困難です。農作物や畜産物の分析法を準用していただくこととなります。
268	9(2)	「不検出」という基準は、定義が流動的である。分析法によってその基準が上下するため、分析法を確定すべきである。	Almond Board of California	F26	「不検出」基準を設定した農薬等に関しては、その分析法を告示により示すこととします。
269	9(2)	より簡素化した一斉分析法の開発を、出来るだけ早期にお願いしたい。 (同旨3件)	日本エキス調味料協会・十勝農業協同組合連合会等	D10・D28・D46・D49	厚生労働省では、一斉分析法の開発を進めてきたところであり、分析法および関連情報については順次ホームページで公開していくこととしています。
270	9(2)	現在全国各地で導入されている超臨界抽出法等、多成分一斉分析が可能で、多量の検査が可能な分析法についても、国として公的な分析法として位置付けをしていただきたい。	北海道農業協同組合中央会/ホクレン農業協同組合連合会	D16	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能です。
271	9(2)	貴省は「基準値により適否の判定を行う場合には、実験値は基準値より1けた多く求め、その多く求めた1けたについて四捨五入し、基準値と比較することにより判定を行う。」とされており、分析方法の開発もこの方針のもとで、行われていると理解される。「一律基準」を0.01ppmとするからには、今後、早急に0.001ppmレベルで分析可能な分析技術を開発すべきである。このことに関して、以下の質問に答えられたい。 (1) 貴省が4月13日の部会で示された資料3「分析法とその対策について」で、現行分析法における定量限界のデータを示し、0.01ppmを超えるものが約37%であるとしているが、現行分析法で、検体量をふやすことにより、定量限界を一桁多く求めることができる残留農薬分析方法には、どのような農薬があるか、一覧で示されたい。また、検体量をふやしても、妨害物質があり、検出限界を一桁さげることが出来ないのは、どのような農薬があるか、一覧で示されたい。 (2) 今後、開発する分析法では、定量限界は「一律基準」0.01ppmの1/10レベルを目標とするのか。それとも残留基準の1/10とするのか。明確にされたい。	反農薬東京グループ	D21	(1) 開発を進めている分析法については順次ホームページ上に公開していきます。ご指摘のような観点で整理していないため、一覧でお示しすることはできません。一律基準は、全く基準のない農薬等も含まれ、分析法の明らかなものだけではありません。試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能と考えています。 (2) 分析法の開発は、暫定基準に関する分析法を中心に行っていますが、一部の一律基準に関する試験法の開発にも着手しており、残留基準の1/10が分析できることを目標としています。
272	9(2)	油脂の残留農薬の分析法(調整法)は穀類、果実等について記載されているが、油脂の分析法はどちらの方法を行なうべきか。また、検出限界は穀類、果実等と同等にできるのか。	社団法人日本植物油協会	D28	油脂については、穀類の試験法を準用いただければと思います。 油脂類の場合は、ヘキサンに溶解してアセトニトリル/ヘキサン分配から始めればよいと思いますが、通常のアセトニトリル/ヘキサン分配(30mL/30mL)に供することができる試料量は3g程度ですから、試料量としては穀類(10g)より少なくなります。 したがって定量限界は穀類より高くなります。
273	9(2)	加工食品の場合、検査法が明確でないと適正な管理が難しいと考えられることから、加工食品の検査を実施する場合は、対象加工食品の抽出法等の実施条件の明示をお願いする。	味の素株式会社	D46	加工食品には様々な加工形態があり、加工食品ごとの試験法に設定することは困難です。農作物や畜産物の分析法を準用していただくこととなります。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
274	9(2)	分析法の開発について、現時点でまず望まれるのは、地方行政などで効率的に実施が可能な一斉分析法を充実させ、整備することである。全体的な視野で、優先順位を考慮した検討を行うべきである。 また、一斉分析の場合、標準品についても多成分を混合して、標準品混合溶液として用いるのが通例であるが、多成分を混合した場合に生じる現象等(溶液中における各成分の消長や混合溶液を測定することによる分析感度変化等)について重要な知見があれば公表されることを要望する。 また、本制度における分析法は、一斉分析法の定量値をもって基準の適否の判断を行うことになるため、定量法に関して、重要な知見等を収集し、情報提供されることを望む。分析結果に基づく行政処分等の判断に当たっては、分析結果についてしかるべき検証が行われていることを確認のうえ実施されるようお願いしたい。	日本生活協同組合連合会 (財)食品産業センター	D69 D76	「不検出」基準を設定した農薬等に関しては、その分析法を告示により示すこととします。
275	9(2)	加工食品の分析に当たっては、サンプル採取方法、抽出などの前処理方法等について、その妥当性を明らかにする方向で検討いただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	加工食品の場合、様々な加工形態があるなど、画一化した手順とはならないことが想定されますが、分析に当たっては、サンプル採取方法や抽出などの前処理方法は妥当な方法で行われるものと考えます。
276	9(2)	分析法の開発にあたっては、一斉分析法を出来るだけ多く採用してほしい。平成16年8月6日に公表された分析法(案)ではGC/MS, LC/MS, LC-MS/MSによる一斉分析法の検討が記載されているが、機能的に優れるGC-MS/MSが外れている理由は何故か。ポジティブリスト制施行時の通知にはGC-MS/MSも使用可能機器として是非加えていただきたい。また、「通知法と同等以上の精度と感度が得られる一斉分析法であれば採用可能」との一文を入れてほしい。	キッコーマン株式会社	D8	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能と考えています。厚生労働省では、分析法の一例として、開発を進めている分析法やその他の関連情報についてホームページ上に公開(日本語)することとしています。
277	9(2)	モニタリング検査においては既に乾燥加工された農作物も検査対象となっており、乾燥前の水分量を「五訂日本食品標準成分表」に基づいて推定していると思われるが、実際には農作物名が同じであっても日本で標準的な種類とは水分含量が異なるものもある。水分含量等の推定には、実情に即した値を適用していただくよう要望する。	全日本スパイス協会	D85	加工食品の基準適合性の判断は、加工食品として基準の定められたものを除き、原料となる農作物の基準値が判断の基本になり、加工工程を考慮することとしています。科学的なデータの裏付けがあれば、それも含めて判断することになります。
278	9(2)	「不検出」とされているものの分析法と検出限界を示されたい。	中国政府	G19	暫定基準を「不検出」とした農薬等の試験法及びその限度については、告示により定めることとしており、基準の告示の際にお示しします。
279	9(2)	分析法に関し、現在一部のものについて簡単なチャートしか公表されていない。分析法についてはWTO事務局を通じ加盟各国に連絡されたい。	中国政府	G19	厚生労働省では、本制度に係る分析法の開発を進めてきたところであり、平成16年8月、厚生労働省ホームページ等によってそれまでの検討状況を公表したところであるが、その後の検討状況についても取りまとめ次第、順次公表することとしています。なお、開発した分析法については、分析法により残留農薬規制を行うものではないので、その都度、WTO事務局を通じ輸出国に通知する義務はないものと承知しています。
280	9(2)	分析における「不確かさ」に対する日本の対応状況について示されたい。	中国政府	G19	測定における不確かさについては、コーデックにおいても議論されているところであり、我が国においても調査研究を進めているところである。
281	9(3)	暫定基準の見直しは、5年程度を目安に行うとされているが、国内のマーケットバスケット調査や海外各国資料情報の収集も行うのであれば、必要に応じて随時行うべき。	全国消費者団体連絡会	D18	暫定基準については、マーケットバスケット調査結果などに基づき、優先順位を付して、順次、資料等を収集し、食品安全委員会での評価とともに、薬事食品衛生審議会での審議を行います。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
282	9(3)	暫定基準の見直しは、5年程度を目安に行うとされているが、これまで実施されてきた農薬登録制度をふまえ、早急に科学的な根拠にもとづき知見が得られた段階で、基準見直しを進めていくべきである。(同旨2件)	京都府・十勝農業協同組合連合会等	D2・D20・D49	暫定基準の設定にあたっては、農林水産省と連携し、国内の登録保留基準などを参考に設定しており、現在登録される農薬等について従来どおり使用でき、また適正に使用される限り食品衛生法に定める残留基準を超えることはないと考えます。
283	9(3)	暫定基準の考え方そのものに異議がある。今後どのようなスケジュールで、見直すのか明確に示すべきである。	伊藤 康江	D27	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
284	9(3)	米国の緊急措置に基づく基準(期限付き基準)は、米国において基準値が確定するまでには日本においても基準が出来ている必要がある。また、その他基準値についても、貿易上の観点から、米国に基準が出来るのと時を同じくして設定される必要がある。米国政府としては、日本政府と協力してMRLを設定していく用意がある。	アメリカ合衆国政府	G4	食品中の残留農薬基準を設定する場合、食品安全基本法に基づき食品安全委員会において食品健康影響評価を行います。米国で緊急措置に基づく基準の手続きを進めているもので、我が国に輸出される食品に残留する可能性のあるものについては、適宜、我が国に対し基準設定について要請して下さい。
285	9(3)	米国は現在、特に1996年8月以前に設定された米国基準について、来年の8月を目途に大規模な見直しを行っている。今後、改変されたり、また消去されたりする基準が発生することが予想されることから、これまでの間、米国基準、あるいはWTO通報に十分注意していただきたい。	アメリカ合衆国政府	G4	今後ともWTO通報等海外の状況に関する情報収集に努めます。また米国における基準の設定、変更に関する情報については適宜提供されますようお願いいたします。 なお、暫定基準の基準値を大きくする場合、あらたに基準値を定める場合には、食品安全基本法により食品安全委員会での食品健康影響評価が必要であり、基準設定の要請をお願いいたします。
286	9(3)	米国で作成されるSection18に基づく基準は、緊急措置に基づくものであるため、該当する基準値が作成された際には、今後も速やかに暫定基準を設定されたい。また、Section18の期限が切れた場合においても、速やかに暫定基準を削除されたい。(同旨3件)	U.S. Hop Industry・Northwest Food Processors Association等	F27・F28・F29・F30	残留基準設定は食品安全基本法により食品安全委員会での食品健康影響評価が必要であり、諸外国の基準をそのまま受け入れることは困難です。米国等においては緊急時でも登録などの審査が行われており、我が国に輸出される農薬等が残留する可能性があれば、適時に我が国に対しても基準設定について要請をお願いいたします。
287	9(3)	基本となる分析法(一斉分析法等)については、準備・訓練期間が必要なため、法律施行の6ヶ月前までに公表して頂くようお願いする。逆に言えば、分析法の公表後6ヶ月は法の猶予期間を設けて頂きたい。	社団法人日本植物油協会	D28	本制度の施行は、公布の日(平成15年5月30日)から3年以内と定められおり、変更はありません。厚生労働省では、一斉分析法の開発を進めてきたところであり、分析法および関連情報については順次ホームページで公開していくこととしています。
288	9(3)	大豆は年1回の収穫物であり、05年現在栽培中の大豆が、来年度(06年度)製造納豆の原料となる。新基準施行前に栽培された原料を用い、来年5月以降に製造した納豆が、規制の対象となる。安易に検査項目が拡大されると、検出された際に大きな混乱が生じる可能性が考えられる。少なくとも来年度の検査については、使用実態や残留リスクを踏まえて、項目を絞り込んで行う等、段階を踏んで実施いただくようご配慮願いたい。	全国納豆協同組合連合会	D42	試験の実施にあたっては、使用された農薬等の情報に基づき効果的、効率的に行うものと考えますが、従来と同様、必要と考えられる項目、件数を実施することとしています。
289	9(3)	今後も、継続的で計画的なリスク評価を求めていく姿勢を明確にしてほしい。	生活協同組合東京マイコープ	D44	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
290	9(3)	ポジティブリスト制度は、平成18年5月までに導入されることとされているが、そのためには、周知徹底を含めて、法施行までの十分な期間を確保していただきたい。また経過措置期間などの設定も必要ではないか。(同旨2件)	京都中央農業協同組合・三井物産株式会社等	D6・D17・D20	ポジティブリスト制度に関する周知については、平成15年5月の法公布以来、これまでに3度にわたって行った意見募集やリスクコミュニケーションの機会を通じて行ってきました。また暫定基準等については、本年11月に告示、約6ヶ月間の周知期間を設け、施行することとしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
291	9(3)	外国で使用される農薬について、その国の残留基準も含めて情報を収集し、公開していただきたい。また、必要に応じて規制見直しに反映してほしい。また、過去の調査結果から分析を優先すべき農薬等を品目別、国別に絞り込んで示していただきたい。 (同旨5件)	キッコーマン株式会社・丸紅株式会社等	D8・D13・D24・D26・D66・D76	主な輸出国の残留基準などについては、各国規制当局HPの紹介などを通じて情報提供を行うこととしています。暫定基準等については、マーケットバスケット調査結果などに基づき優先順位を付して、見直すこととしているほか、資料等を添えて基準等の見直しについて要請があれば、残留基準の変更について検討することとしています。また、残留農薬等に関する検査結果については、これまでも取りまとめの上、適宜情報提供しています。
292	9(3)	お茶の製品寿命は長いので、基準の適用時期について、流通にストックが存在する期間を考慮してほしい。	欧州茶協会 (European Tea Committee)	F25	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準、米国やEUの残留基準などを参考に暫定基準を設定することから、その適用時期について製品の流通・保管期間を考慮することはできません。
293	9(3)	暫定基準は適時の見直しや追加を行うべきである。	アメリカ合衆国小麦連合会	F6	暫定基準の見直し等の詳細については、今後、リスク評価計画などの作成によりお示しすることとしています。計画の検討にあたっては、食品安全委員会や農林水産省など関係省庁と十分に調整することとしています。
294	9(3)	周知期間中の暫定基準の位置づけについて確認したい。2005年12月から2006年6月までに日本に輸出される果実や野菜について、暫定基準や除外基準を満たすものであれば受け入れられるのか。	ニュージーランド食品安全庁	G2	今般設定する暫定基準は、平成18年5月末に予定されているポジティブリスト制度の施行に合わせて適用されます。
295	9(3)	コーデックスMRLの位置づけについて確認したい。コーデックスのMRLは毎年設定される。暫定基準は5年ごとに見直すとのことだが、4年間のタイムラグが生じる。新しいあるいは改正されたコーデックスMRLについて、公式に暫定基準に組み入れる仕組みはあるのか。	ニュージーランド食品安全庁	G2	平成17年11月の暫定基準等の告示後は、コーデックス基準の設定・改正があっても、暫定基準等の見直しは行いません。海外基準の採用を要望する場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号「外国で使用される農薬に係る残留基準の設定及び改正に関する指針」に基づき要請をお願いします。
296	9(3)	暫定基準リストは膨大な量のリストであるから、間違いが発覚する可能性が高い。期限を区切って、間違いに関する修正コメントを受け付けるべきである。	アメリカ合衆国政府	G4	既に暫定基準等(最終案)という形でご意見の募集を募ったところであり、このご意見募集の中で、誤記等に関するご指摘も頂いたものと考えます。
297	9(4)	施行後の違反に対する合理的な対応をお願いしたい。基準値をオーバーした場合の処置として、オーバーした原料を使用した加工食品は全て一律に市場から撤去するのではなく、その原料の使用量、その加工食品の摂取量から換算して、ADI以下の場合には注意し、改善するような処置にして頂きたい。	日本エキス調味料協会	D10	残留基準を超える食品にあつては、食品衛生法に基づき販売等が禁止されるものです。また、必要に応じ、回収命令などの行政処分が行われることとなります。
298	9(4)	輸入食品の農薬等の検査体制を強化して頂きたい。問題の発生が予想される輸入農水畜産物については、行政機関で検査体制を強化して、国内で加工される前に結果が判明するよう徹底して頂きたい。	日本エキス調味料協会	D10	輸入時の検査体制については、従来より必要な体制整備に努めてきたところですが、ポジティブリスト制導入を踏まえ、検疫所におけるモニタリング検査項目を拡大することを予定しています。なお、食品の安全性確保は、食品衛生法第3条に示すとおり、食品等事業者(輸入者)の責務であることを再度ご認識いただき、今後とも衛生確保に努めていただきたいと思います。
299	9(4)	消費者、流通・食品加工事業者、マスコミ等に対して、この制度の背景と目的を正確に伝達して頂きたい。特に、風評被害が発生しないよう分かり易い解説をお願いしたい。 (同旨1件)	日本エキス調味料協会・味の素株式会社	D10・D46	厚生労働省では、ポジティブリスト制度について、食品のリスクに関係する者に正確な理解を促すため、全国で開催される意見交換会などの機会を活用し、わかりやすい説明に努めています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
300	9(4)	食品別に分析対象の農薬等を絞り込んで頂きたい。特に、主要な野菜類、畜産物、水産物につき、国産、中国産、その他に分類して、分析を優先すべき農薬等を絞り込んでQ&Aに記載して頂きたい。 (同旨2件)	日本エキス調味料協会・味の素株式会社	D10・D46・D66	検査の実施に当たっては、使用された農薬等の情報に基づき効果的、効率的に行うものと考えますが、各農産品ごとに全ての輸出国の農薬使用実態について把握することは困難であることから、輸入者等の食品等事業者が自ら取り扱う食品の農薬使用実態等を可能な限り把握し、必要な検査を実施すべきと考えます。
301	9(4)	農薬等の原料(農水畜産物)生産者に対する使用基準の遵守と記録の提出等の指導を徹底しペナルティも明確にして頂きたい。 (同旨4件)	日本エキス調味料協会・味の素株式会社等	D10・D46・D69・D76・D80	今後とも農林水産部局と連携して、ポジティブリスト制度の導入を進めて参りたい。なお、農薬等の使用に関しては、農薬取締法等に基づき使用等に関する基準が設定されており、これに違反する場合にあっては、同法等に基づき必要な措置が行われることとなります。
302	9(4)	残留分析の実施とその結果について、以下の疑問点と要望がある (1)ポジティブリスト制度が実施された場合 ・残留農薬等の分析のため市場より検体を収去(サンプリング)するのは、どのような機関か。 ・残留農薬等の分析を実施するのは、どのような機関か。 ・農薬の場合、すべての農作物検体について、設定対象とした農薬をすべて検査するのか。 ・各農作物等について、年間に分析に供する検体数は、現在どの程度で、制度実施によりどの程度になると考えているか。 ・生産団体や流通機関が実施している分析結果や輸入品で海外で実施された分析結果は、どのように評価されるか。それらは、食品衛生法による流通規制判断の対象となるのか。 (2)公的な残留農薬等の分析調査結果は、個々の検体のデータをすべて、インターネットで公開されたい。 (3)残留農薬検出率の公表に際しては、総分析農薬数ベースでなく、検体数あたりの検出率を公表されたい。	反農薬東京グループ	D21	収去を含めた検査の実施に関しては、国内にあっては地方自治体が行い、輸入食品にあっては厚生労働省の検疫所が行うこととなる。また、分析に関しては地方自治体の衛生研究所や厚生労働省の輸入食品・検疫検査センター等で実施されます。 輸入食品については、国が、重点的に監視指導を行う項目及び件数について毎年度「輸入食品監視指導計画」を策定し、国内に流通する食品については、都道府県等において、検査の実施などを含めた「食品衛生監視指導計画」を策定し、公表することとされている。 自主検査に関しては、食品等事業者(輸入者)の責務として自ら取り扱う食品の安全確保を行うために実施するものと考えますが、自主検査の結果、食品衛生法違反が疑われる場合は、行政による検査等の確認を経て、違反か否かの判断が行われます。 なお、残留農薬検査結果については、国内外のデータを含め従来より公表を行ってきたところであり、今後とも継続して参りたい。
303	9(4)	海外では、国内で適用されない農薬や使用方法で農作物が栽培されており、このことが、残留分析をわずらわしくさせる原因のひとつとなっている。そこで、以下のことをお願いしたい。 (1)海外からの農作物の輸入に際しては、農薬使用履歴の提出を求める。このことは、農薬取締法「農薬を使用する者が遵守すべき基準」で、国内の農薬使用者に求められている事項であるから、貿易障壁としての非難につながらない。 (2)海外諸国に、日本の残留基準等を通告するだけでなく、日本での農薬等の使用状況(例えば、日本での登録農薬名と適用作物の一覧、日本で使用できない農薬等のリスト)の情報を周知させ、できるだけ、日本の使用状況に近づける努力をするよう促されたい。これは努力目標なので、貿易障壁としての非難につながらない。	反農薬東京グループ	D21	(1)農薬取締法に関する事項は、厚生労働省の所管事項ではありませんので、回答は控えさせていただきます。(2)各国で、病害虫や栽培環境が異なるため、その国で生産されるもの全てに日本と同様の農薬使用を求めるのは適切ではないものと考えます。また、ポジティブリスト制度の普及啓発に関しては、食品輸入円滑化推進会議を通じて各国大使館に説明するとともに、制度及び基準(案)についても英語版を作成し、周知徹底を図ってきたところです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
304	9(4)	暫定基準(第2次案)等に対して寄せられた主なご意見(個別の基準値に係る意見を除く)のNo.2への回答から後半の「使用された農薬等に関する情報を収集し、それに従って検査をすることが合理的であると考えます。」以下の文章「例えば、当該農作物に使用した農薬の履歴があるのであればそれらの農薬を、防除基準や防除歴が設定されているのであれば、その対象農薬を検査することが適当と考えています。本制度の告示にあたっては、このような内容について通知で示すこととします。なお、情報提供に関しては、厚生労働省としてもリスクコミュニケーションに一層取り組んで参ります。」の削除をお願いしたい。使用されたとの情報のある農薬について、分析によりその残留を保証することを、あたかも推奨するかのように読み取れてしまうので、回答から削除して頂きたい。世界各国での薬剤の使用や規制は様々であり、残念ながら、海外からの農薬使用情報は曖昧な点が多いと言える。さらに、現実的にみて、国内生産品も含め、圃場又は生産現場まで完全にトレースできる状況にはない。農薬等の使用情報が曖昧な状況の下、事実上、トレースできないものについて全ロット全項目の分析を強いられる事にもなりかねない。当該文章はモニタリング時の対象農薬等を絞り込む指針として、別途通知して頂きたい。	(社)農林水産先端技術産業振興センター	D24	ご指摘の記載は、審議会における要請に基づき記載したものであり、削除はできません。なお、ポジティブリスト制度は、設定する全ての基準値の分析を定めるものではありません。使用された農薬等の情報把握に努め、これに従い効果的、効率的な検査を実施することが必要であり、この旨を明確にする目的から当該文書を記載しています。大切なことは、食品等事業者が自ら扱う食品に関する情報収集に努めて対応することだと考えます。
305	9(4)	民間の組織あるいは企業において残留農薬等の確認分析した結果について、公的に確認できるシステムを構築して頂くことを要望する。具体的には、厚生労働省の機関あるいは厚生労働省の指定(認定)分析試験機関等を利用して、民間での分析結果についての検証を行うシステムによって、民間での分析試験結果の精度確保を図り、信頼度の向上に繋げることができると考える。いわゆる依頼試験でなく、確認試験という位置付けにして、分析費用の負担の少ない形での取り組みを希望する。	社団法人日本植物油協会	D28	検査命令等、輸入時に行政判断に必要とされる検査を除いては、検査について特段の要件を求めているはませんが、食品の安全性を確保するための検査である以上は適切な信頼性の確保が行われていることが必要です。民間分析機関の精度管理の向上に関しては、外部精度管理に参加する等の自助努力によるものと考えます。また、自主検査は、食品等事業者の責務として自ら取り扱う食品の安全確保を行うために実施するものと考えます。
306	9(4)	今回、県お茶室、経済連、農協職員、生産農家などへ連絡をとって見たが、農協職員、生産農家などは、この制度の存在自体を一切知らなかった。経済連から各農協へと、情報が伝達されていないのではないかと思われる。生産農家および農協関係者が、本制度を知らされないままに、制度が確立しようとするところに、強い不安を感じる。	株式会社葉桐・浜地清春	D30・D60	厚生労働省では、ポジティブリスト制度について正確な理解を促すため、全国8カ所で開催した意見交換会を実施するなど、本制度の周知に努めています。
307	9(4)	加工食品の収去検査よりも輸入原料の検疫検査を優先して強化していただきたい。また、収去検査時に国と自治体で判断に差が出ないように、統一した基準を作成、運用して戴くようお願いする。	味の素株式会社	D46	従来どおり適切な検査の実施に努めて参ります。なお、判断についても引き続き齟齬が発生しないよう努めて参ります。
308	9(4)	食品製造者に対する一層の行政指導をお願いする。製造者へのポジティブリスト制の徹底のため、地域の保健所等を通じて指導を推進して戴く必要があると考える。	味の素株式会社	D46	ご意見として承ります。
309	9(4)	規制にあたり、「食品衛生法第7条第2項の解釈に係る疑義について」(平成16年2月4日付け食安企第0204001号食品安全部企画情報課長通知)の考え方が的確に運用されるよう、関係機関への徹底をお願いする。(同旨1件)	味の素株式会社・(財)食品産業センター	D46・D76	食品衛生法で規定する規格基準等に適合しない食品等を原材料として使用した場合にあっては、必要に応じ、公衆衛生上の観点から同法第54条に基づく対応、行政指導等の措置がなされます。ご指摘の通知は、特定の事例に対する取り扱いであり、処分の必要性等の考え方を示したものです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
310	9(4)	それぞれの地方自治体が開発した分析法の定量限界が暫定基準値となる農薬成分があると、出荷元の県の分析では問題なかったものが出荷先の県の分析で問題となる場合が懸念され、生産現場では地方自治体毎に基準値が違う不公平な制度となり、流通現場では混乱を生じる恐れがあるため、厚生労働省は、予算措置を講じ、各地方自治体と協力し一斉分析法等を早急に開発するとともに、その一斉分析法等を各自治体が早急に導入するよう強く指導されたい。	十勝農業協同組合連合会	D49	基準値を超えるか否かを調べるための試験法は、一つの方法に限定されるものではなく、科学的に信頼性の確認された方法であれば分析が可能と考えています。厚生労働省では、分析法の一例として、開発を進めている分析法やその他の関連情報についてホームページ上に公開(日本語)しており、また、自治体の分析能力についても向上を図っていくこととしています。
311	9(4)	農薬のドリフトにより、農薬散布時に十分注意をしても、他の作物や周辺農地で基準を超えることも心配される。万一、基準を超えた農産物に対し、出荷停止などの費用負担を全て生産者等の農薬使用者に求めることは大きな負担となることが考えられるので、基準値の設定については十分協議した上で設定していただきたい。また、万一そのような事態が発生した場合は、原因を究明した上での慎重な対応をお願いしたい。 (同旨2件)	京都中央農業協同組合・京都府農業協同組合中央会・浜地清春	D6・D20・D60	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準などを参考に、暫定基準を設定します。暫定基準や一律基準の設定にあたっては、農林水産省と連携し、検討を行っており、制度の施行後であっても、国内で現在使用される農薬はこれまでどおり使用することが出来、また適正に使用される場合、残留基準を超えることはないと考えています。基準を超える農薬が残留する農作物の食品衛生法上の取扱いについては、従来と変わりません。
312	9(4)	検査体制について、通関時の検査体制を一層充実していただくとともに、厚生労働省と自治体で収去検査の際の判断に差が生じないよう、統一判断基準を作成し、運用いただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	ポジティブリスト制の導入を踏まえ、検疫所におけるモニタリング検査の検査項目を拡大することを予定しています。なお、判断についても引き続き、齟齬が発生しないよう努めて参ります。
313	9(4)	海外での圃場管理等、管理方法が妥当と認められる場合等は、生産地でのサンプリング分析による証明書を有効とするなどの制度を検討し、導入していただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	二国間協議により、輸出国における生産段階での農薬使用管理等及び輸出国の公的検査機関による輸出前検査が妥当と認める場合は、当該検査結果の受け入れを既に行っています。なお、輸出国における検査結果の有無にかかわらず、輸入時においては、毎年度策定する「輸入食品監視指導計画」に基づくモニタリング検査を実施することとなります。
314	9(4)	いかなる場合に回収を命ぜられることになるのか、示していただきたい。	キッコーマン株式会社	D8	食品衛生法に基づく残留基準に適合しない食品等については、販売等が禁止されます。違反品が流通するおそれがある場合など、必要に応じて回収命令などの行政処分が行われます。
315	9(4)	今回導入される残留農薬等ポジティブリスト制は、従来の残留基準規制と大きく異なるため、残留農薬等ポジティブリスト制への企業としての一般的な対応方法を示してほしい。	キッコーマン株式会社	D8	現行の制度と比べ、基準の設定されていない農薬等が一定量をこえて残留する場合販売等が禁止される等、制度としては大きく変わっていることは事実です。ただ、適正に栽培されたもの等であれば、新たな制度のもとであっても違反にはならないと考えています。製造される食品等の適正な管理についてより一層推進いただけるようお願いいたします。
316	9(4)	ポジティブリスト制度が分析至上主義にならないよう、各方面に指導をお願いしたい。 (同旨1件)	島根県安来市農政会議/やすぎ農業協同組合・日本エキスイ調味料協会等	D9・D10	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などに基づき判断されるものと考えます。これらのことについては、意見交換会等の機会をつづじて、周知に努めていきます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
317	9(4)	ポジティブリスト制の導入により、農業者や納入業者に対して、国内で使用されていない農薬や明らかに使用実態のない農薬の残留分析データの提供等の新たな要求が出されるのではないかと危惧する。流通業者・小売業者・食品製造業者等が、これらを要求する等の行為が発生しないよう、経済産業省、公正取引委員会等関係省庁とも連携し、監視とご指導をお願いする。 (同旨10件)	全国農業協同組合中央会・島根県安来市農政会議/やすぎ農業協同組合等	D9・ D16・ D18・ D26・ D46・ D47・ D66・ D74・ D76・ D80・ D83	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などにに基づき判断されるものと考えます。これらのことについては、意見交換会等の機会をつうじて、周知に努めていきます。
318	9(4)	暫定基準リストにある700もの物質、更にはそれ以外の一律基準対応の物質を検査するとすれば、そのコストは膨大なものとなる。食品企業にとって、この負担は非常に重いものであり、問題ではないか。	Sino Analytica	F31	残留農薬等のポジティブリスト制度は、食品に残留する農薬等の分析を食品事業者等に義務付けるものではありません。分析は、残留の可能性などにに基づき判断されるものと考えます。これらのことについては、意見交換会等の機会をつうじて、周知に努めていきます。
319	9(4)	本制度の実施に当たり、国産品についても輸入食品と同じ基準で監視されるよう要望する。また、国産品に関する監視計画及び結果の公表を求めるとともに、検査機関の信頼性確保の方法について示されたい。	中国政府	G19	設定される農薬等の基準は、輸入食品及び国内品とも同じ基準が適用される。残留検査計画及び検査結果については、輸入食品の輸入時検査については国において、国産食品等の国内流通品は各都道府県において公表している。また、検査結果の信頼性を確保するために、業務管理の実施について法的に規定しており、必要に応じて査察を行っている。
320	9(6)	国の主導で本制度に関連する調査・研究をお願いしたい。 ① 食品中に「不検出」とされた動物薬等を投与した場合に、畜産物・水産物の筋肉、骨、脂肪、内臓等の部位にどのように移行し蓄積するかの確認試験をお願いしたい。 ② 食品中に「不検出」とされた農薬等が、食品加工工程(加熱処理等)でどのように変化(分解等)するかの確認試験を実施して頂きたい。 ③ 魚類において食物連鎖、生体濃縮によって、農薬等がどのように蓄積されているか主要な海域(国内外)につき調査して頂きたい。	日本エキス調味料協会	D10	「不検出」基準は、原則、毒性評価に基づき閾値が設定できないことから設定されるものであり、このような農薬等にあつては、使用されるべきものではないと考えます。なお、魚類に使用される農薬等に関しては、使用方法に基づき残留基準が設定されるものであり、一般的には養殖魚が対象となるものと考えます。このため、人為的な汚染等が発生しない限り、食物連鎖や生体濃縮はないものと考えます。
321	9(6)	海外の行政機関及び生産者、輸入業者へ対する情報提供を徹底し、協力の取り付けをして頂きたい。 (同旨3件)	日本エキス調味料協会・丸紅株式会社等	D10・ D13・ D24・ D46	ポジティブリスト制度については、暫定基準案などについてこれまでに3度にわたり、国内外から意見募集を行うなどを行っているほか、リスクコミュニケーションなどの機会を通じて、制度の周知及び理解の促進に努めています。
322	9(6)	錠剤、カプセル等に加工された健康食品においては、濃縮度合いが必ずしも明らかにされているとは言えず、また一種類の原材料から校正される場合はむしろ少なく、その点で十分な自主的取り組みの必要がある。健康食品をどの程度摂取すれば暴露量の許容範囲を超えるのかといった試算も必要となるし、分析方法についても、一般の食品と異なった方法が必要になるものと考える。今後、当団体として考えをまとめていきたい。	NNFAジャパン	D11	ご意見として承ります。
323	9(6)	暫定基準値、従来からの残留基準値の作物別の一覧表を策定のうえ御省のHPに掲載願いたい。	丸紅株式会社	D13	食品中に残留する農薬等の基準については、従前は食品ごとに定め告示していたところですが、本制度の導入や農薬取締法による農薬登録と同時に残留基準を設定することを踏まえ、平成16年9月に農薬等ごとに残留基準を告示する形式に改めたところです。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
324	9(6)	ポジティブリスト制度を分かりやすく解説した資料(英語・中国語他)を作成の上、広く提供頂きたい。	三井物産株式会社	D17	解説は、自ずと日本語が中心になりますが、可能な範囲で、英文等の作成に努めていきます。
325	9(6)	法施行後の農薬使用者への周知の方法、あるいは制度の運用にあたっては、農水省と連携して対応されたい。 (同旨6件)	京都府・全国農業協同組合中央会等	D2・D6・D20・D22・D24・D40・D47	ポジティブリスト制度の検討などにあたってはこれまで農林水産省と連携し取り組んできたところです。今後も、農林水産省等の関係省庁とも連携し本制度の適切な運用について推進していくこととしています。
326	9(6)	アジアモンスーン地帯では高温多湿の気象条件にあり、ヨーロッパや北アメリカに比較して病害虫の発生も多く、農業生産を維持するために農薬使用量も相対的に多い。我が国の病害虫防除の必要性と生産の多様性を把握して科学的な根拠による基準設定を行い、我が国の農業生産に過剰な規制とならないよう配慮されたい。 (同旨4件)	京都府・全国農業協同組合中央会等	D2・D6・D9・D40・D47	ポジティブリスト制度の施行にあたっては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準などを参考に、暫定基準を設定するものです。制度の施行後であっても、国内で現在使用される農薬はこれまでどおり使用することが可能であり、また適正に使用される場合にあつては、残留基準値を超えることはないと考えています。更に、今後新たに登録される農薬については、登録に先立ち、食品衛生法に基づく残留基準が設定されますが、基準の設定にあつては、使用基準に基づく残留試験成績と食品摂取量に基づき設定することとしており、残留基準が農薬使用に対して過剰な規制になるものとは考えていません。
327	9(6)	生産者が安心して農業を続けていくために、基準値を超過しない栽培・防除の方法・技術等が確立された後に基準値の設定をお願いしたい。	京都府農業協同組合中央会	D20	ポジティブリスト制度の施行にあつては、国民の健康保護と制度の円滑な施行のため、科学的な評価に基づき設定される国際基準や国内の登録保留基準などを参考に、暫定基準を設定するものです。制度の施行後であっても、国内で現在使用される農薬はこれまでどおり使用することが可能であり、また適正に使用される場合にあつては、残留基準値を超えることはないと考えています。更に、今後新たに登録される農薬については、登録に先立ち、食品衛生法に基づく残留基準が設定されますが、基準の設定にあつては、使用基準に基づく残留試験成績と食品摂取量に基づき設定することとしており、残留基準が農薬使用に対して過剰な規制になるものとは考えていません。
328	9(6)	クロルプロファミン(IPC)について、1992年10月27日に告示された分析法「クロルプロファミン試験法」で、定量限界は、0.001ppmとなっていた。出典:厚生省生活衛生局食品化学課監修の「残留農薬基準便覧」第一版(日本食品衛生協会 1994/07/15発行)第三版(日本食品衛生協会 1999/07/15発行)その後、1999年11月22日に試験法の改定が行われ、「エスプロカルブ、クロルプロファミン、チオベンカルブ、ピリブチカルブ及びペンディメタリン試験法」で、クロルプロファミンの定量限界は0.01ppmとなった。定量限界を緩和された理由はなにか。	反農薬東京グループ	D21	定量限界は、分析法に技術的に依存するもので、特段の理由はありません。
329	9(6)	国内での農作物の栽培について、使用者には、農薬取締法により「農薬を使用する者が遵守すべき基準」の遵守が義務づけられおり、貴省が3月22日に、農水省へ 農薬適正使用の指導強化を依頼されたことは、時宜を得たものと思う。 ポジティブリスト制度を実効あるものにするには、農作物等の生産段階での適正使用が不可欠だと考える。私たちは、農薬使用者の免許制度、農薬使用履歴の記帳の義務化などを農水省に求めている。これらの実現は、農薬適正使用やドリフト防止を促し、残留農薬の低減化につながると思われる。貴省においても、その実現を推進してほしい。	反農薬東京グループ	D21	農作物の生産段階での農薬等の適正使用の推進は、ポジティブリスト制度を運用する上でも重要であると考えておりますが、農薬使用者の免許制度や記帳の義務化等の農薬取締法に関する事項は厚生労働省の所管事項ではありませんので、回答は控えさせていただきます。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
330	9(6)	本制度の管理に当たっては、必ずしも分析に頼ることではなく、生産地の農薬使用状況等の情報を把握して対応することを述べられているが、海外の農薬の使用状況を照会する窓口(国内、国外)をリスト化して発表して頂きたい。	社団法人日本植物油協会	D28	各国の農薬の使用状況については、原材料の生産現場の状況によりそれぞれ異なることから、原材料の輸出業者を通じ、直接生産者から情報を入手されたい。
331	9(6)	誰でも農薬に関する情報を入手できるよう、Codexの残留農薬情報(基準値、分析法)を調べる「電子情報アドレス」を開示して頂きたい。(同旨1件)	社団法人日本植物油協会・三浦弘充	D28・D43	コーデックス委員会で定められている国際基準については、コーデックスの公式ホームページ(http://www.codexalimentarius.net/web/index_en.jsp)において閲覧できます。
332	9(6)	農薬を使っていない農家の畑でも0.01ppm程度農薬が検出されることがあり、ドリフトが心配される。今回の基準値は、一日の許容摂取量を基に設定されたとのことであるが、狭い国土のなかで、谷間の地形を切り開き、入り組む土地を共同管理して営んできた日本の農業の実態からは、かけ離れてしまっていると強く感じる。食品の安全性が強く求められている今日、国内での食料生産がより持続できる制度の確立を強く望む。今のままでは、中小零細農家は農業を存続できない制度になってしまうものと思う。	株式会社葉桐	D30	一律基準に設定については、農林水産省と連携して検討したところですが、具体的にドリフトによる残留の可能性を示す資料はありません。今回のポジティブリスト制度の施行にあたっては、農薬取締法で定められた使用基準に従い適正に使用される場合、基準に違反することはないと考えています。
333	9(6)	OEPCNO現行基準の表中に、現行基準が定められているにもかかわらず、記載のないものがある。(EPNのかぼちゃなど)	日本生活協同組合連合会	D69	ご指摘のとおり修正します。
334	9(6)	ポジティブリスト制度の円滑な運用のために、規制当局の責任部署を明確化するとともに、地方行政との意思疎通を十分に行い、また、相談・協議窓口を設置し、事例について公開するなどの体制を整備していただきたい。	日本生活協同組合連合会 (財)食品産業センター 日本紅茶協会	D69 D76 D80	相談体制の整備については今後検討します。
335	9(6)	農薬の必要性や安全性評価の実態など、国民の理解を深めるためのリスクコミュニケーションや食育を継続して実施していただきたい。	財団法人 食品産業センター	D76	意見交換会の開催等による取組を継続的に実施していくこととしています。
336	9(6)	規制が施行されると、いろいろ質問が出る可能性が高いので相談窓口を設置していただきたい。(同旨1件)	キッコーマン株式会社・(財)食品産業センター	D8・D76	相談体制の整備については今後検討します。
337	9(6)	ポジティブリスト制の導入により、分かりにくい点などをQ&Aでまとめて教えていただきたい。(同旨3件)	日本エキス調味料協会・社団法人日本植物油協会等	D8・D10・D28・D76	ポジティブリスト制度のQ&Aについては、ホームページ上に公開してきたところです。内容のより一層の充実に努めていきます。
338	9(6)	スパイス及びハーブの取扱について、コーデックス基準がある場合にはそれを第一に参考とすることとされているため、スパイス内の小区分の考え方も暫定基準に適用されると予想される。コーデックスの分類では「種子」「果実類」「根類」に分類しているので、それらに属さないスパイスは「その他」として、スパイスの分類に加えていただきたい。また、コーデックスで単独の基準がない農薬等ではスパイス内の「その他」と見なしていただきたい。	全日本スパイス協会	D85	コーデックスにおける定義を参考に、スパイスについては、食品分類に新たに「その他のスパイス」及び「その他の乾燥スパイス」を、ハーブについては、「その他のハーブ」を設けそれぞれについて基準を設定したところです。
339	9(6)	国に於いて、リスクコミュニケーションの取り組み強化を願いたい。(同旨3件)	全国農業協同組合中央会・島根県安来市農政会議/やすぎ農業協同組合等	D9・D46・D47・D76	意見交換会の開催等による取組を継続的に実施していくこととしています。

No	分類	ご意見	意見提出者	文書番号	回答案
340	9(6)	○ラクトパミン○ラクトパミンの豚の肝臓、腎臓の基準について、明確にしたい。MRL設定の関連基準を提供してもらえないか。	オーストラリア農林水産省	G1	豚の肝臓、腎臓のMRLは、JECFAの提案及び申請者の提出資料を踏まえ設定したものです。なお、基準設定に関する資料については、次のアドレスで公開しています(日本語のみ)。 http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/11/s1130-12.html
341	9(6)	○カルベタミド○カルベタミドについて、105番目の物質としてリストアップされているが、ホームページ上で105番がなく、106のカルボフランが2つ掲載されている。カルベタミドのMRLについて提供してもらえないか。	オーストラリア農林水産省	G1	ご指摘のとおり修正します。
342	9(6)	ポストハーベストとして用いられる防かび剤は、日本では未だに「食品添加物」としての扱いになっている。これらは国際的に「農薬」であるので、農薬としての扱いにしていきたい。(同旨1件)	Northwest Food Processors association・California Cherry Advisory Board	F28・F30	本制度の導入をもって防かび剤の取り扱いを変更することは困難です。
343	9(6)	本制度の施行に当たり、WTO加盟国において適切な運用がなされるよう全ての加盟国に対し少なくとも6ヶ月、途上国に対しては、6ヶ月にプラスして更に8ヶ月の猶予期間を設けて欲しい	中国政府	G19	暫定基準は国際基準等を参考としていること、これまで3年あまりにわたって、暫定基準等の説明を行ってきており、基準値の告示後6ヶ月の猶予期間をもって施行することとしていることから、更なる猶予期間の延長の要望は受け入れられません。